

議案第72号

東郷町使用料及び手数料条例の一部改正について

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、東郷町道路占用料条例の一部改正等に準じ、使用料の額等を見直す必要があるからである。

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

東郷町使用料及び手数料条例（昭和49年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1土地の項使用の区分の欄、単位の欄及び金額（単位円）の欄を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

建物の敷地として使用する 場合	事務所、車庫、倉庫等として使用する 場合	使用面積1平方メートル1年につき	2,610
	食堂、売店等の店舗として使用する 場合	使用面積1平方メートル1年につき	3,130
電柱等の敷地として使用する 場合	第1種電柱	1本1年につき	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	830
地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	510	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720	
広告塔	表示面積1平方メートル	2,400	

		ル1年につき	
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,700
	電柱、標柱類の支線その他これらに類するもの	1本1年につき	990
水道管、 下水道管	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36
、ガス管	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51
その他これらに類するものを設ける場合	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000

自動運行 補助施設 に類する ものを設 ける場合	自動運行装置に よる検知の対象 として設置する 導線その他の線 類	地下に 設ける もの	長さ1メートル1年に つき	5
		その他 のもの	長さ1メートル1年に つき	17
	道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その 他の柱類		1本1年につき	1,400
	その他のもの	上空に 設ける もの	使用面積1平方メート ル1年につき	850
		地下に 設ける もの	使用面積1平方メート ル1年につき	510
軌道、歩廊に類するものを設ける場 合			使用面積1平方メート ル1年につき	1,700
通路、用 水路その 他これら に類する ものを設 ける場合	上空に設ける通路（階数 に関係なし）		使用面積1平方メート ル1年につき	1,200
	地下に設ける通路（階数 に関係なし）		使用面積1平方メート ル1年につき	710
	その他のもの		使用面積1平方メート ル1年につき	1,700
学校体育施設スポーツ開放として使 用する場合			2時間につき	200
看板に類 するもの を設ける	看板		表示面積1平方メート ル1年につき	2,400
	標識		1本1年につき	1,400

場合	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	2,400
展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため使用する場合		1平方メートル1日につき	7

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

東郷町道路占用料条例の一部改正等に準じ、使用料の額等を見直す必要があるからである。

2 改正内容

東郷町道路占用料条例の一部改正等に準じ使用料の額等を次のように改めること。(別表第1関係)

使用の区分		単位	金額	
			(単位 円)	
			改正後	改正前
建物の敷地として使用する	事務所、車庫、倉庫等として使用する	使用面積1平方メートル1年につき	2,610	2,580
	食堂、売店等の店舗として使用する	使用面積1平方メートル1年につき	3,130	3,090
電柱等の敷地として使用する	第1種電柱	1本1年につき	950	1,100
	第2種電柱	1本1年につき	1,500	1,600
	第3種電柱	1本1年につき	2,000	2,200
	第1種電話柱	1本1年につき	850	940
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400	1,500
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	85	94
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	9
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5	6
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	830	920
地下に設ける変圧器	使用面積1平方メ	510	570	

		一トル1年につき		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700	1,900
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720	790
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	2,300
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
	電柱、標柱類の支線その他これらに類するもの	1本1年につき	990	1,100
水道管、下水道管、ガスパ管その他これらに類するものを設ける場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36	40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150	170
	外径が0.3メートル	長さ1メートル1	200	230

	ル以上0.4メートル未満のもの		年につき		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	360	400
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	510	570
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,000	1,100
自動運行補助施設に類するものを設ける場合	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5	—
		その他のもの	長さ1メートル1年につき	17	—
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400	—
	その他のもの	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	850	—
		地下に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	510	—
	軌道、歩廊に類するものを設ける場合			使用面積1平方メートル1年につき	1,700
通路、	上空に設ける通路（		使用面積1平方メ	1,200	1,100

用水路	階数に関係なし)	ートル1年につき		
その他	地下に設ける通路 (使用面積1平方メ	710	680
これら	階数に関係なし)	ートル1年につき		
に類す	その他のもの	使用面積1平方メ	1,700	1,900
るもの		ートル1年につき		
を設け				
る場合				
学校体育施設スポーツ開放と		2時間につき	200	200
して使用する場合				
看板に	看板	表示面積1平方メ	2,400	2,300
類する		ートル1年につき		
ものを	標識	1本1年につき	1,400	1,500
設ける	その他のもの	使用面積1平方メ	2,400	2,300
場合		ートル1年につき		
展示会、博覧会、集会その他		1平方メートル1	7	7
これらに類する催しのため使		日につき		
用する場合				

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。